

2017年4月27日

制定

最終改正 2023年5月11日

(1)客員所員(人文社会学研究所規程第8条の該当者)

- 1) 所員が専任教員を退職するに際し、客員所員への任命を希望する場合は、申請書を人文社会学研究所へ提出する。
- 2) 任期は3年以内とする。
- 3) 再任を希望する場合は、改めて申請書を提出する。
- 4) 科学研究費その他外部研究資金への応募を認める。

(2)研究員(人文社会学研究所第9条の該当者)

- 1) 研究員は、所員と共同研究を行う。
- 2) 共同研究は、原則として、人文社会学研究所のプロジェクト・研究会、科学研究費その他外部研究資金によって遂行されるものとする。
- 3) 研究員となるには、大学院博士前期（又は修士）課程を終了し、その後3年以上の研究歴を有するか又はこれと同等の研究歴を有することが必要である。

4) 研究員への任命希望者は、以下の書類を、人文社会学研究所へ提出する。

- 1 申請書 1通
- 2 履歴書
- 3 研究業績目録
- 4 申請者の所属機関長の推薦状及び本研究所所員の紹介状、又はそのいずれか
- 5 研究成果刊行物

ただし、本学での教職（非常勤講師を含む）経験者については、2, 3, 5を省略することができる。

- 5) 推薦者は所員2名とし、うち1名は共同研究を行う予定の所員とする。
- 6) 任期は当該共同研究の実施期間とする。ただし、研究員となった者が当初の滞在期間を延長して更に研究を続けることを希望する場合は、改めてその旨の申請書を提出しなければならない。この申請書には、研究の進捗状況を明確に示し、滞在期間の延長を希望する理由を具体的に示さなければならない。
- 7) 研究員は、人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿することができる。

(3)補助研究員(人文社会学研究所規程第10条の該当者)

- 1) 補助研究員は、所員の指導を受けて研究を行う。
- 2) 補助研究員は、原則として愛知大学の卒業生とする。
- 3) 補助研究員となるには、大学院博士前期（又は修士）課程を終了しているか又はこれと同等の研究歴を有することが必要である。

4) 補助研究員への任命希望者は、以下の書類を 人文社会学研究所へ提出する。

- 1 申請書 1通
- 2 履歴書

### 3 研究業績目録

- 4 申請者の所属機関長の推薦状及び本研究所所員の紹介状、又はそのいずれか
- 5) 推薦者は所員 2 名とし、うち 1 名は研究指導を受ける予定の所員とする。
- 6) 任期は 3 年以内とする。ただし、任期中に人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿があれば再任を妨げない。
- 7) 任期終了時に研究報告書を人文社会学研究所へ提出する。
- 8) 補助研究員は、指導所員による校閲を経ることを条件として、人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿することができる。

附：2017 年度所員会議において承認。

この要領は、2017 年 4 月 27 日から施行する。

附：2023 年度所員会議において承認。

この要領は、2023 年 5 月 11 日から施行する。